

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結計算書類

連結注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類

個別注記表

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査委員会の監査報告書

第20期（2020年1月1日～2020年12月31日）

株 式 会 社 ジーエヌアイグループ

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.gnipharma.com>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中において当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

2015年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権（第39回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 453円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 737円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 369円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2017年4月1日から2025年7月31日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 新株予約権者は、2016年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が64百万人民元以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の人民元相当額は当該連結損益計算書の作成のために使用した為替レートを適用して算定する。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (ウ) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (エ) 2016年12月期における当社連結損益計算書の確定前に、(i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記（ア）にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
 - (オ) その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	1,304個	391,200株	2名
社外取締役	200個	60,000株	2名

（注）当社は、2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2019年9月4日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2017年6月23日開催の取締役会決議による新株予約権（第41回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 658円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 2,180円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 1,090円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2018年4月1日から2027年12月31日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 新株予約権者は、2017年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が110百万人民元相当額以上となり、かつ2017年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における営業利益が黒字化した場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の人民元相当額は当該連結損益計算書の作成のために使用した為替レートを適用して算定する。また、会計基準の改正等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
 - (ウ) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (エ) 上記（ア）に記載した2017年12月期の連結損益計算書の確定前に、（i）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ii）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（iii）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記（ア）にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
 - (オ) その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	675個	202,500株	2名
社外取締役	200個	60,000株	4名

（注）当社は、2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2019年9月4日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2018年9月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第42回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 3,171円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 1,244円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 622円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2019年4月1日から2028年12月31日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 新株予約権者は、2018年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が4,165百万円相当額以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の円相当額は、2018年2月13日付けで当社が公表した「平成29年12月期決算短信[IFRS]（連結）3. 平成30年12月期の連結業績予想」のために使用した為替レートを適用して算定する。また、会計基準の改正等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
 - (ウ) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (エ) 上記（ア）に記載した2018年12月期の連結損益計算書の確定前に、（i）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ii）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（iii）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
 - (オ) その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	1,500個	450,000株	2名
社外取締役	200個	60,000株	4名

（注）2019年9月4日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2018年9月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第42回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 3,171円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 1,244円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 622円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2019年4月1日から2028年12月31日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 新株予約権者は、2018年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が4,165百万円相当額以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の円相当額は、2018年2月13日付けで当社が公表した「平成29年12月期 決算短信[IFRS]（連結）3. 平成30年12月期の連結業績予想」のために使用した為替レートを適用して算定する。また、会計基準の改正等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
 - (ウ) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (エ) 上記（ア）に記載した2018年12月期の連結損益計算書の確定前に、（i）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ii）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（iii）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
 - (オ) その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	225個	67,500株	4名
子会社の役員及び使用人	-	-	-

（注）2019年9月4日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2018年12月11日開催の取締役会決議による新株予約権（第44回）

① 新株予約権の払込金額

第44回新株予約権 1 個あたり 2,463円

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第44回新株予約権 1 株あたり 837.7円

いずれの回号についても、以下の内容の行使価額の修正が行われる。

(ア) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び同年12月28日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i) 当該修正日に先立つ10連続取引日において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は（ii）当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。

(イ) 上記（ア）に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i) 当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は（ii）当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。

(ウ) 上記（ア）又は（イ）に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

2019年1月4日から2023年1月6日

⑤ 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 割当先

第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をCVI Investments, Inc. に割当てた。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
割当先	5,250個	1,575,000株	1 社

(注) 2019年9月4日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2020年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第45回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 1,100円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 1,634円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 817円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2022年4月1日から2030年4月20日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年12月期または2022年12月期のいずれかの事業年度において当社の有価証券報告書に記載される売上総利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上総利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (a) 2021年12月期の売上総利益が11,920百万円を超過した場合
行使可能割合：50%
 - (b) 2022年12月期の売上総利益が16,960百万円を超過した場合
行使可能割合：100%なお、売上総利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上総利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
 - (ウ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (エ) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (オ) 上記（ア）に記載した2021年12月期或いは2021年12月期の連結損益計算書の確定前に、（i）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ii）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（iii）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

(カ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	13,000個	1,300,000株	3名
社外取締役	2,750個	275,000株	4名

2020年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第45回）

① 新株予約権の払込金額

1個あたり 1,100円

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり 1,634円

③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株あたり 817円

④ 新株予約権を行使することができる期間

2022年4月1日から2030年4月20日

⑤ 新株予約権の行使の条件

(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2021年12月期または2022年12月期のいずれかの事業年度において当社の有価証券報告書に記載される売上総利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上総利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2021年12月期の売上総利益が11,920百万円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b) 2022年12月期の売上総利益が16,960百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、売上総利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上総利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。

(ウ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(エ) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(オ) 上記（ア）に記載した2021年12月期或いは2021年12月期の連結損益計算書の確定前に、（i）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ii）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（iii）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

(カ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。

当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,350個	235,000株	4名
子会社の役員及び使用人	1,650個	165,000株	3名

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 55,000千円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 8,300千円

- (注) 1. 監査委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定根拠を精査した結果、当該報酬は適正であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。
2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

63,300千円

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、連結決算および財務報告プロセスの改善支援および公正価値評価の業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任する。
- ② 監査委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し取締役会に提出する。

(6) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

[体制]

- (1) 執行役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、執行役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定め、規範とします。また、その徹底を図るため、総務企画部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査委員会に報告されます。当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内を設置する窓口に通報・相談するシステムを整備しております。
 - ② 執行役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。
 - ③ 取締役会が選定する内部監査人は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、社長・CEO宛に改善の勧告を行っております。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 「文書保存管理規程」に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役会が選定した内部監査人は、文書保存管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 総務企画部門担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、総務企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めます。総務企画部がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に内部監査人、総務企画部門担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、執行役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 職務権限・職務分掌を定めるものとして「組織規程」を制定
- ② 部門管掌オフィサー及びアドバイザーを構成員とする経営会議の設置
- ③ 経営会議及び取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算設定、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する内部監査人は取締役会が任命し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するとともに「関係会社管理規程」を制定しております。
- ② 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
- ③ 内部監査人は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長・CEO及び(1)の担当部署及び(3)の責任者に報告し、(1)の担当部署は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、総務企画部部长等の指揮命令を受けないものとします。

- (7) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制及びその他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び使用人は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告するものとします。なお、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止します。

監査委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することができます。監査委員会は会計監査人及び財務経理部から定期的に報告を受け、財務報告の適正性について確認ができる体制をとります。

監査委員会と代表執行役社長との間で定期的に意見交換を実施することとしております。

- (8) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役は、監査委員会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査委員会の職務執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないものとします。

[運用状況]

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

総務企画部において、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育及び研修を実施しております。

内部監査人は、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査により確認しております。また、内部監査人は、適宜複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、社長・CEO宛に報告を行っております。

連結財政状態計算書

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有 形 固 定 資 産	2,425,021	借 入 金	1,260
使 用 権 資 産	731,925	リ ー ス 負 債	226,008
の れ ん	4,514,248	繰 延 税 金 負 債	219,510
そ の 他 の 無 形 資 産	1,718,054	そ の 他 の 非 流 動 負 債	3,399,895
繰 延 税 金 資 産	78,353	非 流 動 負 債 合 計	3,846,674
そ の 他 の 金 融 資 産	726,968	流 動 負 債	
非 流 動 資 産 合 計	10,194,571	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	412,143
流 動 資 産		借 入 金	1,434,151
棚 卸 資 産	934,834	リ ー ス 負 債	85,527
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	1,368,735	未 払 法 人 所 得 税	188,034
そ の 他 の 金 融 資 産	13,572	そ の 他 の 金 融 負 債	3,905,089
そ の 他 の 流 動 資 産	384,880	そ の 他 の 流 動 負 債	578,531
現 金 及 び 現 金 同 等 物	10,322,664	流 動 負 債 合 計	6,603,478
流 動 資 産 合 計	13,024,686	負 債 合 計	10,450,153
		資 本	
		資 本 金	8,268,472
		資 本 剰 余 金	3,591,101
		自 己 株 式	△472
		利 益 剰 余 金	△608,019
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	△251,049
		親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 部 分 合 計	11,000,032
		非 支 配 持 分	1,769,072
		資 本 合 計	12,769,104
資 産 合 計	23,219,257	資 本 及 び 負 債 の 合 計	23,219,257

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		9,773,862
売 上 原 価		△1,545,943
売 上 総 利 益		8,227,918
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△5,180,715	
研 究 開 発 費	△1,243,158	
そ の 他 の 収 益	177,638	
そ の 他 の 費 用	△112,142	△6,358,378
営 業 利 益		1,869,540
金 融 収 益		46,074
金 融 費 用		△109,702
税 引 前 利 益		1,805,913
法 人 所 得 税 費 用		△440,007
当 期 利 益		1,365,905
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者		1,258,127
非 支 配 持 分		107,778
合 計		1,365,905

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する部分			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	自 己 株 式	利 益 剰 余 金
2020年1月1日残高	8,212,985	4,273,412	△472	△1,764,904
当 期 利 益				1,258,127
そ の 他 の 包 括 利 益				
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	1,258,127
支配継続子会社に対する 持 分 の 変 動		△150,547		
連 結 範 囲 の 変 動				
分 配 金 の 支 払				
新 株 の 発 行	55,487	55,487		
株 式 報 酬 取 引				
新株予約権の発行				
非支配持分に係る売建プ ット・オプション負債の変 動		171,740		
資本性金融商品から負債 への再分類		△603,167		△101,242
そ の 他		△155,823		
所有者との取引額合計	55,487	△682,310	—	△101,242
2020年12月31日残高	8,268,472	3,591,101	△472	△608,019

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する部分				非支配持分	資 本 計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者 に帰属する 部 分 合 計		
	新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	合 計			
2020年1月1日残高	96,199	△125,094	△28,894	10,692,126	2,403,706	13,095,833
当 期 利 益			—	1,258,127	107,778	1,365,905
そ の 他 の 包 括 利 益		△335,113	△335,113	△335,113	△52,366	△387,480
当 期 包 括 利 益 合 計	—	△335,113	△335,113	923,013	55,411	978,425
支配継続子会社に対する 持 分 の 変 動		56,348	56,348	△94,199	99,246	5,046
連 結 範 囲 の 変 動					524,304	524,304
分 配 金 の 支 払			—		△282,555	△282,555
新 株 の 発 行	△4,334		△4,334	106,640		106,640
株 式 報 酬 取 引	49,763		49,763	49,763		49,763
新株予約権の発行	21,725		21,725	21,725		21,725
非支配持分に係る売建プ ット・オプション負債の 変 動		△51,248	△51,248	120,492	103,072	223,565
資本性金融商品から負債 への 再 分 類		40,703	40,703	△663,706	△1,289,937	△1,953,643
そ の 他				△155,823	155,823	—
所有者との取引額合計	67,154	45,803	112,958	△615,107	△690,046	△1,305,153
2020年12月31日残高	163,354	△414,404	△251,049	11,000,032	1,769,072	12,769,104

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称 上海ジェノミクス有限公司
上海ジェノミクステクノロジー有限公司
北京コンチネント薬業有限公司
Continent Pharmaceuticals, Inc.
BJContinent Pharmaceuticals Limited
GNI Hong Kong Limited
GNI Tianjin Limited
Cullgen (Shanghai) Inc.
上海リーフ国際貿易有限公司
GNI USA, Inc.
Berkeley Advanced Biomaterials LLC
Continent Pharmaceuticals U.S., Inc.
Cullgen Inc.
Project Blue II Merger Sub
北京叡明生物科技有限公司

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結の範囲又は持分法の適用範囲の変更に関する注記

(1) 連結範囲の変更

当連結会計年度より、Project Blue II Merger Sub及び北京叡明生物科技有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

金融資産は、契約条項の当事者となった場合に認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。

負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定しております。

資本性金融商品

公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品については、公正価値で測定し、その変動を純損益を通じて認識しております。

② 金融負債

償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

非支配持分に係る売建プット・オプション負債

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社持分の売建プット・オプションについて、契約相手への支払いが要求される可能性がある金額の現在価値を金融負債として認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。棚卸資産の原価は、主として移動平均法により算定しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。減価償却費の算定で使用されている見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物：3～39年
- ・機械及び装置：6～15年
- ・車両運搬具：4～5年
- ・工具、器具及び備品：3～10年
- ・使用権資産：2～5年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

② 無形資産（のれんを除く）

個別に取得した無形資産（のれんを除く）は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産（のれんを除く）の原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後の測定には原

価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

無形資産（のれんを除く）は、使用可能となった時点から償却を開始しております。償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

償却費の算定で使用されている主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア：5年
- ・顧客基盤：25年
- ・ブランド：20年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

また、販売権については、対象となる製品が開発段階にあり、未だ規制当局の承認が得られないため、償却しておりません。

開発（または内部プロジェクトの開発局面）における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

(3) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しております。のれんを企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(4) 金融資産の減損に関する事項

当社グループは、償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。報告日ごとに各金融資産に係る信用リ

スクが当初認識時点から著しく増加していない場合には、12ヵ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、財務情報等の当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

当該金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等により判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものをそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均として測定しております。

ある信用減損金融資産の全体又は一部分の将来の回収が現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額（貸倒引当金の減少額）を純損益で戻し入れております。

(5) 非金融資産の減損に関する事項

当社グループは、期末日において、有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額を見積っております。また、耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではないその他の無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからおおむね独

立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(6) 短期従業員給付に関する事項

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したとき、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かず、費用として認識しております。

(7) 収益の計上基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、医薬品及び医療機器の販売を行っております。このような販売については、顧客へ製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客に移転し、一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリベートや値引きなどを控除した金額で算定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれの機能通貨を定めており、

各企業の計算書類に含まれる科目はその機能通貨を使用して測定しております。

外貨建取引は、当初は取引日における為替レートにより計上しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより円貨に換算し、その換算差額は当期の純損益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は取引日の為替レートに近似する平均レートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益を通じて認識しております。

在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益に振り替えております。

会計上の見積りの変更

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社持分の売建プット・オプションについて、従来は契約相手への支払いが要求される可能性がある金額の現在価値を、Berkeley Advanced Biomaterials LLCの各年度の税引前利益の予測値に基づいて見積っております。当連結会計年度において、当該プット・オプション行使時の支払金額及び行使時期について合意に至ったことから、これらを使用して見積りを行っております。

これにより、当連結会計年度において、従来の計算方法と比較して、非流動負債におけるその他の金融負債が2,348,137千円減少し、流動負債におけるその他の金融負債が2,598,889千円増加しております。

なお、重要な後発事象に関する注記に記載の通り、2021年1月28日付でBerkeley Advanced Biomaterials Inc.の買収の効力が発生したことにより、Berkeley Advanced Biomaterials LLCの非支配持分の所有者は存在なくなりました。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であります。当連結会計年度は一部の連結子会社で売上収益の減少などの影響を受けておりますが、翌連結会計年度はこの影響も概ね収束し、例年並みの需要が見込まれると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、当連結会計年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 1,475千円

2. 棚卸資産の内訳

商品 251,968千円
製品 270,747千円
仕掛品 121,449千円
原材料及び貯蔵品 290,669千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 1,027,078千円
使用権資産 403,583千円
計 1,430,661千円

(2) 担保に係る債務

借入金（流動負債） 633,612千円
計 633,612千円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 851,937千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	43,369,449	143,700	—	43,513,149

(注) 普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

2020年12月31日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,936,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、1年以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債権債務等は、報告期間末日の為替レートを用いて機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスクに晒されております。

借入金（流動負債）は、外貨建により主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としており、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

借入金（非流動負債）は、主に事業投資等を目的として、必要な資金の大半を外貨建てで、変動金利等により調達しており、返済日は決算日後2年以内であります。

変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されており、また外貨建であるため為替の変動リスクに晒されておりますが、当社では、適時に資金繰り計画等を作成・更新すること、及び経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向及び為替動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

２．金融商品の公正価値等に関する事項

2020年12月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
①その他の金融資産（非流動資産）	726,968	726,968	—
②営業債権及びその他の債権	1,368,735	1,368,735	—
③その他の金融資産（流動資産）	13,572	13,572	—
④現金及び現金同等物	10,322,664	10,322,664	—
⑤借入金（非流動負債）	801,799	801,778	21
⑥営業債務及びその他の債務	412,143	412,143	—
⑦借入金（流動負債）	633,612	633,612	—
⑧その他の金融負債（流動負債）	3,905,089	3,905,089	—

(注) 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

(１) ①その他の金融資産（非流動資産）

その他の金融資産（非流動資産）は非上場会社の持分であるため、純資産価値に基づき一定の調整を加える評価技法を用いております。

(２) ②営業債権及びその他の債権、③その他の金融資産（流動資産）、④現金及び現金同等物、⑥営業債務及びその他の債務、及び⑦借入金（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、公正価値は連結財政状態計算書計上額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(３) ⑤借入金（非流動負債）

「１年以内返済予定長期借入金」を含んでおります。この公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(４) ⑧その他の金融負債（流動負債）

主に非支配持分に係る売建プット・オプション負債であります。非支配持分に係る売建プット・オプション負債は、当連結会計年度において、当該プット・オプション行使時の支払金額及び行使時期について合意に至ったことから、これらを使用して見積りを行っております。なお、公正価値は帳簿価額に一致しております。

収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品事業及び医療機器事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分類しています。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	医薬品事業	医療機器事業	合計
日本	64,392	—	64,392
中国	7,981,238	—	7,981,238
米国	—	1,728,231	1,728,231
合計	8,045,631	1,728,231	9,773,862
顧客との契約から認識した収益	8,045,631	1,728,231	9,773,862

(1) 医薬品事業

医薬品事業では、医薬品の研究開発、製造、販売及び受託研究等を行っており、国内外の卸売業者、医療機関、研究機関等を主な顧客としております。

医薬品事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。また、医薬品事業における受託研究については、研究成果を顧客に引き渡した時点で、顧客は研究成果の内容を活用することができ、支配が顧客に移転したと考えられることから、その時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売及び受託研究による収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 医療機器事業

医療機器事業では、生体材料を含む医療機器の研究開発、製造及び販売を行っており、国内外の卸売業者、医療機関等を主な顧客としております。

医療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権

利を得るため、その時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素等は含んでおりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	252円80銭
2. 基本的1株当たり当期利益	28円96銭
3. 希薄化後1株当たり当期利益	28円04銭

重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2020年12月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2021年1月14日に払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

(募集の概要)

① 払込期間	2021年1月14日から2021年1月21日まで
② 発行新株式数	当社普通株式2,374,794 株
③ 発行価額	1 株につき1,642 円
④ 発行価額の総額	3,899,411,748円
⑤ 割当先及び割当株式数	Project Blue II Merger Sub. 2,374,794株
⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金 1,949,705,874円 増加する資本準備金 1,949,705,874円

(資金の使途)

Berkeley Advanced Biomaterials Inc. を買収するためであります。

2. Berkeley Advanced Biomaterials Inc.の買収

当社は、2020年12月28日開催の取締役会において、当社の完全子会社である Project Blue II Merger Sub.を消滅会社とし、Berkeley Advanced Biomaterials Inc.を存続会社とする米国カリフォルニア州法上の合併を行うことを決議し、2021年2月19日付で米カリフォルニア州当局に承認されております。

(1)取引の概要

(a)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Berkeley Advanced Biomaterials Inc.

事業の内容 Berkeley Advanced Biomaterials LLCの持分の保有

(b)企業結合の主な理由

本買収を通じてBerkeley Advanced Biomaterials LLCを100%子会社にすることにより、同社の製品群を米国内全土及び中国をはじめとした海外市場において展開し、当社グループの1社としてより一層の事業拡大を円滑に進めることができるため

(c)効力発生日

2021年1月28日

(d)取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法

当社株式を対価とする「逆三角合併」方式による株式の取得

(e)結合後企業の名称

Berkeley Advanced Biomaterials Inc.

(f)取得した議決権比率

100%

(g)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、当社の株式を対価としてBerkeley Advanced Biomaterials Inc.の株式を取得したことによるものであります。

(2)取得の対価

当社普通株式 3,899,411千円

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(4)取得により生じたのれん

現時点では確定しておりません。

3. 第三者割当による第46回、第47回及び第48回新株予約権の発行

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、CVI Investment, Inc. を割当先とする第46回、第47回及び第48回新株予約権の発行を決議し、2021年2月25日付で新株予約権を発行しました。

なお、同日付で当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了し、割当を行っております。

(概要)

(1) 第46回新株予約権の発行

① 割当日	2021年2月25日
② 新株予約権の総数	5,483個
③ 発行価額	1個当たり2,857円
④ 当該発行による潜在株式数	548,300株
⑤ 資金調達の額	1,280,044,731円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額: 15,664,931円 本新株予約権行使による調達額: 1,264,379,800円
⑥ 行使価額	1個当たり230,600円 (1株当たり2,306円)
⑦ 割当先	CVI Investment, Inc.
⑧ 資金の使途	Cullgen株式の購入対価
⑨ その他	当社は、割当先との間で、発行決議日付で、割当先が保有するCullgen株式を当社が将来取得することができるコール・オプション及び、割当先がCullgen株式を当社に対して売却できるプット・オプションの付与を目的とした契約を締結しました。また、当社は、本件オプションが行使された際に必要となるCullgen株式の購入資金を調達する目的で、割当先に本新株予約権の発行を行うことといたしました。

(2) 第47回新株予約権の発行

① 割当日	2021年2月25日
② 新株予約権の総数	16,449個
③ 発行価額	1個当たり2,121円
④ 当該発行による潜在株式数	1,644,900株
⑤ 資金調達額	3,828,027,729円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額: 34,888,329円 本新株予約権行使による調達額: 3,793,139,400円
⑥ 行使価額	1個当たり230,600円 (1株当たり2,306円)
⑦ 割当先	CVI Investment, Inc.
⑧ 資金の使途	Cullgen株式の購入対価
⑨ その他	当社は、割当先との間で、発行決議日付で、割当先が保有するCullgen株式を当社が将来取得することができるコール・オプション及び、割当先がCullgen株式を当社に対して売却できるプット・オプションの付与を目的とした契約を締結しました。また、当社は、本件オプションが行使された際に必要となるCullgen株式の購入資金を調達する目的で、割当先に本新株予約権の発行を行うことといたしました。

(3) 第48回新株予約権の発行

① 割当日	2021年2月25日
② 新株予約権の総数	20,475個
③ 発行価額	1個当たり1,752円
④ 当該発行による潜在株式数	2,047,500株
⑤ 資金調達額	6,174,277,200円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額: 35,872,200円 本新株予約権行使による調達額: 6,138,405,000円
⑥ 行使価額	1個当たり299,800円(1株当たり2,998円)
⑦ 割当先	CVI Investment, Inc.
⑧ 資金の使途	研究開発費用

4. 子会社における第三者割当による新株式の発行

当社の子会社であるCullgen Inc. は、2020年12月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2021年2月25日に全ての払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

(募集の概要)

① 払込期限	2021年2月25日
② 発行新株式数	種類株式 9,036,145 株
③ 発行価額	1株につき2.49 米ドル
④ 発行価額の総額	22,500,001 米ドル

(資金の使途)

テクノロジープラットフォーム開発とがん領域の標的タンパク質分解技術パイプラインその他の既存の創薬研究に活用されます。

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書)

独立監査人の監査報告書

2021年3月8日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,240,354	流 動 負 債	889,189
現 金 及 び 預 金	3,832,494	買 掛 金	27,039
売 掛 金	285,573	未 払 金	13,502
未 収 入 金	96,874	未 払 費 用	4,898
短 期 貸 付 金	13,628	未 払 法 人 税 等	18,651
前 払 費 用	11,304	預 り 金	3,865
そ の 他	478	前 受 金	21,231
固 定 資 産	7,549,706	1 年以内返済予定長期 借 入 金	800,000
有 形 固 定 資 産	6,923	固 定 負 債	27,129
建 物 附 属 設 備	5,325	長 期 未 払 金	22,825
工 具、器 具 及 び 備 品	1,598	資 産 除 去 債 務	4,304
無 形 固 定 資 産	778	負 債 合 計	916,319
ソ フ ト ウ ェ ア	778	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	7,542,004	株 主 資 本	10,831,397
関 係 会 社 株 式	3,841,200	資 本 金	8,268,472
関 係 会 社 出 資 金	3,664,224	資 本 剰 余 金	8,228,472
長 期 貸 付 金	4,036,942	資 本 準 備 金	8,228,472
敷 金	27,093	利 益 剰 余 金	△5,665,075
貸 倒 引 当 金	△4,027,456	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,665,075
資 産 合 計	11,790,060	繰 越 利 益 剰 余 金	△5,665,075
		自 己 株 式	△472
		新 株 予 約 権	42,343
		純 資 産 合 計	10,873,741
		負 債 純 資 産 合 計	11,790,060

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		355,643
売 上 原 価		△342,977
売 上 総 利 益		12,665
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△367,531
営 業 損 失 (△)		△354,865
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,554	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	197,915	
そ の 他	531	206,002
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	△13,334	
株 式 交 付 費	△6,252	
為 替 差 損	△734	
そ の 他	△716	△21,037
経 常 損 失 (△)		△169,901
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△169,901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△1,209
当 期 純 損 失 (△)		△171,111

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年1月1日残高	8,212,985	8,172,985	△5,493,964	△472	10,891,534
事業年度中の変動額					—
新株の発行	55,487	55,487			110,974
当期純損失(△)			△171,111		△171,111
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	55,487	55,487	△171,111	—	△60,136
2020年12月31日残高	8,268,472	8,228,472	△5,665,075	△472	10,831,397

	新株予約権	純資産合計
2020年1月1日残高	24,682	10,916,216
事業年度中の変動額		—
新株の発行		110,974
当期純損失(△)		△171,111
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	17,661	17,661
事業年度中の変動額合計	17,661	△42,475
2020年12月31日残高	42,343	10,873,741

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

関係会社出資金・関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 2年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 株式交付費については、支出時に全額費用として処理をしております。

(2) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,189千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	321,638千円
長期金銭債権	4,027,456千円
短期金銭債務	2,203千円
3. 取締役に対する金銭債権	24,823千円

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 266, 153千円

仕入高 11, 118千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 6, 504千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	1, 223	—	—	1, 223

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、現物出資差額、減価償却費超過額、貸倒引当金繰入額などの否認及び繰越欠損金であります。その金額について評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

会社名	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
上海ジェ ノミクス 有限公司	所有 直接 100.00%	董事 1 人	新薬開発及 び生化学的 実験等の請 負	受取利息	6,337	未収入金	—
上海リー フ国際貿 易有限公 司	所有 間接 80.00%	—	ヘルスケア 商品 の 販 売 ・ 代理購 入	代理購入 (注) 1	33,507	未収入金	33,507
				商品の販売 (注) 1	266,153	売掛金	282,721
GNI USA, Inc.	所有 直接 100.00%	Director 2 人	米国におけ る新薬開発	資金の貸付 (注)2	—	長期貸付金	4,027,456

(注) 1. 代理購入取引は、当社が上海リーフ国際貿易有限公司の代理で日本国内で商品の購入を行ったものであります。また、商品の販売については、双方協議の上決定した取引条件により行っております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

GNI USA, Incへの貸倒懸念債権について、4,027,456千円の貸倒引当金を計上しております。また、同社に対する債権について利息の計上を停止しております。

2. 役員

氏名	議決権等の 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
イン・ルオ	被所有 直接3.33%	取締役・ 代表執行役社長 兼CEO	資金の回収	6,786	短期貸付金	13,628
			資金の貸付(注1)	—	長期貸付金	9,486
			受取利息	551	未収入金	1,708
指輪英明	—	取締役	新株予約権の 権利行使 (注2)	22,110	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 2015年8月17日開催の取締役会決議により付与された第39回新株予約権の当事業年度における権利行使であり、上記の金額は権利行使による払込額を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 248円93銭
- 1株当たり当期純損失(△) △3円94銭

重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2020年12月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2021年1月14日に払込が完了しております。詳細につきましては、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 第三者割当による第46回、第47回及び第48回新株予約権の発行

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、CVI Investment, Inc. を割当先とする第46回、第47回及び第48回新株予約権の発行を決議し、2021年2月25日付で新株予約権を発行しました。詳細につきましては、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(計算書類に係る会計監査人の監査報告書)

独立監査人の監査報告書

2021年3月8日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(監査委員会の監査報告書)

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び執行役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月8日

株式会社ジーエヌアイグループ 監査委員会

監査委員 指 輪 英 明 ㊟

監査委員 リ ウ ェ ン ・ ウ ㊟

監査委員 郡 高 秀 ㊟

(注) 監査委員指輪英明、リウエン・ウ及び郡高秀は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上